

岡山県公報		発行 岡山県	
目次	担当課（室）		
○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正 （県例規集登載） ○ 岡山県名誉県民徽章の一部改正 ○ 特定施設の設置許可申請 ○ 土地改良事業計画の変更の認可 ○ 土地収用法に基づく事業の認定 ○ 【公告】 ○ 公益事業に係る争議行為の予告 ○ 県営土地改良事業の工事完了 ○ 土地改良事業の工事完了 ○ 農用地利用配分計画の認可 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ 一般競争入札の実施 ○ 【選挙管理委員会】 ○ 政治団体の名称等の公表 ○ 政治団体の代表者等の異動 ○ 政治団体の解散 ○ 資金管理団体の名称等の公表	労働雇用政策課 総務学事課 環境管理課 耕地課 監理課 労働雇用政策課 耕地課 〃 農村振興課 建築指導課 教育委員会 選挙管理委員会 〃 〃 〃	○ 資金管理団体の届出事項の異動	目次
		〃	担当課（室）

岡山県告示第四百十四号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十七年年度分の補助金から適用する。

平成二十七年八月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表産業労働部の部勤労者福祉推進事業費補助金の項の次に次のように加える。

岡山県岡山就 職準備資金利 子補給金	岡山県内の企 業等に就職す る大学生等の 就職の準備に 係る経済的負 担の軽減	金融機 関	金融機関が貸し付 けた岡山就職準備 資金についての利 子補給	貸付残高に対し年 五・〇パーセント 以内
--------------------------	--	----------	---	----------------------------

平成27年8月28日 岡山県公報 第11715号

岡山県告示第四百十五号

昭和五十六年岡山県告示第九百三号（岡山県名誉県民徽章）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

表材質の項を削る。

図面中「器咎」を「引咎」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日において既に受彰者に授与されている岡山県名誉県民徽章については、なお従前の例による。

岡山県告示第四百十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年八月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 山一電機株式会社

住 所 東京都大田区南蒲田2丁目16-2

氏 名 代表取締役社長 太田 佳孝

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 山一電機株式会社岡山分室

所在地 岡山県浅口市鴨方町小坂西3000-1

平成27年8月28日 岡山県公報 第11715号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
種 類		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設		同左	
能 力		2 枚 / 分		同左		2 枚 / 分		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		着手後直ちに		-		着手後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		完成後直ちに		-		完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		通常時断続12時間 最大時断続22時間		通常時断続 5 時間 最大時断続 9 時間		通常時断続 7 時間 最大時断続13時間		通常時断続3.5時間 最大時断続6.5時間	
使用時において、当該特定施設から排出される汚染物質の通常値及び最大値並びに当該汚水の通常値及び最大値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ / 日)	30	55	13	23	18	33	10	20
	p H	3.8	3.8	同左		6.0	6.0	同左	
	B O D (mg / ℓ)	20	20			5	5		
	C O D (mg / ℓ)	20	20			5	5		
	S S (mg / ℓ)	50	50			5	5		
	油 分 (mg / ℓ)	1	1			1	1		
	T - N (mg / ℓ)	3	3			1	1		
	T - P (mg / ℓ)	1	1			0.1	0.1		
	大腸菌群数 (個 / cm ³)	0	0			0	0		
	銅 (mg / ℓ)	13.1	13.1			1	1		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成27年8月28日 岡山県公報 第11715号

区	分	新	設	新	設
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設		同左	
能	力	2枚/分		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後直ちに		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後直ちに		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		通常時断続 4 時間 最大時断続 8 時間		通常時断続13時間 最大時断続23時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区	通	常	通	常
	水 量 (m ³ / 日)	10	20	13	23
	p H	6.0	6.0	3.8	3.8
	B O D (mg / ℓ)	5	5	20	20
	C O D (mg / ℓ)	5	5	20	20
	S S (mg / ℓ)	5	5	50	50
	油 分 (mg / ℓ)	1	1	1	1
	T - N (mg / ℓ)	1	1	3	3
	T - P (mg / ℓ)	0.1	0.1	1	1
	大腸菌群数 (個 / cm ³)	0	0	0	0
	銅 (mg / ℓ)	1	1	13.1	13.1

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成27年8月28日 岡山県公報 第11715号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		廃 止				新 設			
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		工程系排水処理施設（ N o . 2 ）				工程系排水処理施設（ N o . 3 ）			
種 類		関西オルガノ製				N E C F 製 銅排水処理設備			
構 造		S S 製				P E , F R P , S S 製			
主 要 寸 法		W13,495 × L 1,650 × H1,450mm				W23,000 × L 8,000 × H4,630mm			
能 力		5 m ³ / 時				10m ³ / 時			
処 理 の 方 法		中和 + 凝集 + 沈殿 + 脱水				中和 + 凝集 + 沈殿 + ろ過 + 脱水			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-				許可後直ちに			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-				着手後直ちに			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-				完成後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		通常時断続14時間 最大時連続24時間				通常時断続 8 時間 最大時断続12時間			
使用時において当該特定施設から排出される汚水の通常の状態及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（ m ³ / 日）	64	120	64	120	62	118	62	118
	p H	3.8	3.8	5.8～8.6	5.8～8.6	2～6	2～6	6.2～8.6	6.2～8.6
	B O D（ mg / ℓ）	20	20	10	10	2	2	1	1
	C O D（ mg / ℓ）	20	20	10	10	4	4	2	2
	S S（ mg / ℓ）	50	50	5	5	36	36	5	5
	油 分（ mg / ℓ）	1	1	1	1	1	1	1	1
	T - N（ mg / ℓ）	3	3	3	3	2	2	2	2
	T - P（ mg / ℓ）	1	1	1	1	0.05>	0.05>	0.05>	0.05>
	大腸菌群数（ 個 / cm ³ ）	0	0	0	0	30>	30>	30>	30>
	銅（ mg / ℓ ）	13.1	13.1	1	1	13.1	13.1	1	1

平成27年8月28日 岡山県公報 第11715号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	構外排出口			
区分	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	84	140	82	138
p H	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
BOD (mg/ℓ)	12	30	6	30
COD (mg/ℓ)	12	30	6	30
SS (mg/ℓ)	5	10	同左	
油分 (mg/ℓ)	1.2	3		
T - N (mg/ℓ)	14	60		
T - P (mg/ℓ)	2	6	1	6
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000以下	3,000以下	同左	
銅 (mg/ℓ)	1	1		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成27年8月28日から同年9月18日まで
 (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び浅口市役所

岡山県告示第四百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、土地改良事業（計画の変更）を次のとおり認可した。

平成二十七年八月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

児島湾土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工 種

錦六区汐廻 4

かんがい排水

宮島上

〃

宗津西町 1 番川

〃

三 認可年月日

平成二十七年八月四日

平成27年8月28日 岡山県公報 第11715号

岡山県告示第四百十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

平成二十七年八月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 起業者の名称

浅口市

二 事業の種類

浅口市本庁舎駐車場整備事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県浅口市鴨方町六条院中字鳥越及び字頭山地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

浅口市本庁舎駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当する庁舎を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である浅口市は、本件事業に要する経費について財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

（１） 本件事業の施行により得られる利益については、市町村合併以来、本庁舎の駐車場不足が慢性化している状況にあり、駐車場を増設することで、業務の円滑な推進及び対住民サービスの向上に相当の寄与が見込まれる。

また、本件事業計画においては、住民が利用するために便利な位置であること、利用者の安全が確保されること、本庁舎と一体的な利用ができること、容易に造成工事ができ、事業費が廉価であることを条件として複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)等による環境影響評価の対象事業となっていないこと並びに起業地及び起業地周辺の土地利用状況から保護のため特別の処置を講ずべき動植物、文化財等が見受けられないことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業については、市民からその実現に対する要望が強いことから、早急に施行されるべき事業と認められる。また、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲についても合理的であると認められる。したがって、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

浅口市役所企画財政部財政課

（三四六）労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、平成二十七年八月十八日に岡山県医療労働組合連合会執行委員長福田幸恵から次のとおり争議行為を行う旨通知があった。

平成二十七年八月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 期 間 平成二十七年九月一日以降、要求解決の日までの間における連日又は特定の日の終日若しくは短時間

二 場 所 次の表に掲げる各事業所

事業所名	所在地
岡山協立病院	岡山市中区赤坂本町八・一〇
岡山東中央病院	岡山市中区倉田六七七・一
せいきょう駅元診療所	岡山市北区駅元町一七・三
こーぷ西大寺診療所	岡山市東区西大寺中二・二〇・三三
せいきょう玉野診療所	玉野市羽根崎町五・一〇
こーぷみんなの診療所	岡山市中区乙多見一〇一・四
水島協同病院	倉敷市水島南春日町一・一
こーぷリハビリテーション病院	倉敷市水島北春日町四・三
老人保健施設あかね	倉敷市水島北春日町四・三
水島歯科診療所	倉敷市水島南春日町一・二〇

水島南診療所	倉敷市水島東千鳥町二・一〇・一〇九
水島ふれあい診療所	倉敷市水島南春日町一三・一四
コープくらしき診療所	倉敷市宮前三八四・一
玉島協同病院	倉敷市玉島柏島五二〇九・一
玉島歯科診療所	倉敷市玉島柏島五四一八・四
真備歯科診療所	倉敷市真備町川辺二〇九五・一
高梁歯科診療所	高梁市中原町一四五三・一
阿新歯科診療所	新見市新見七三六・二
児島歯科診療所	倉敷市児島駅前一・五三・三
林道倫精神科神経科病院	岡山市中区浜四七二
岡山ひだまりの里病院	岡山市南区北浦八二二・二
平福診療所	津山市平福五四六・一

- 三 要求事項 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・介護・福祉労働者の大幅増員、生活を守る賃金と雇用の確保、医療・介護・社会保障の拡充等
- 四 内 容 二に掲げる事業所において、救急・急患外来患者及び入院患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他一切の争議行為を実施する。

〔三四七〕県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成二十七年八月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太	
地区名	工 種
富新池	ため池
服部	ほ場整備
備南	かんがい排水
	完了年月日
	二七・一・二九
	二七・三・一九
	二七・三・三〇

〔三四八〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成二十七年八月二十八日

事業主体	地区名	岡山県知事	
		伊原木	隆 太
高崎土地改良区	沖 1 番 2 農道	工 種	完了年月日
		農道舗装	二七・七・九

〔三四九〕農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十七年八月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
農事組合法人 赤田営農セン ター	美作市赤田一〇・三	美作市川戸字池ノ尻八三五

二 認可年月日

平成二十七年八月二十四日

三 申請年月日

平成二十七年七月二十四日

〔三五〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年八月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字三ツ塚西一六二六・三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区西市一〇・四六ブロードコート 一〇一号室

岸田 充史

岸田 智恵

三 許可番号

岡山県指令建指第六一号

〔三五〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十七年八月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入等件名

岡山県立学校及び教育機関で使用する電気の調達

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期間

平成28年 1月 1日から平成30年12月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書の別添 2 仕様付属書に掲げる79施設

(5) 予定数量

78,997,859kWh

(6) 入札方法

入札に当たっては、(4)の79施設を一括で一入札単位とする。入札説明書に示す方法に従って計算した、施設ごとの参考金額の79施設分の3年分の合計金額をもつて、入札金額とすること。

(7) その他

(5)の予定数量は、平成26年4月から平成27年3月までの使用実績等に基づく3年分の予定数量であり、天候等により変動する。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成27年度において県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年岡山県告示第46号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。

(6) 二酸化炭素排出原単位（国内ケレジット反映後：調整後排出係数適用）、未利用エネルギーの活用及び再生可能エネルギーの導入に関し、入札説明書で示す入札参加条件を満たしている者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき平成27年9月25日（金）午後4時までに申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び申請に関する問い合わせ先

〒700 - 8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話 （086）226 - 7538（直通）

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700 - 8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県教育庁財務課財務班

電話 （086）226 - 7572（直通）

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成27年 8月28日（金）から同年 9月25日（金）まで（岡山県の休日を含める
条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）
の午前 9時から午後 5時まで

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。また，岡山県教育庁財務課のホームページからもダウンロードすることができる。

<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/143/>

(3) 入札及び開札の日時及び場所

平成27年10月 7日（水）午前 9時（郵送等による入札書の受領期限は，同月 6日
（火）午後 5時）

岡山市北区内山下二丁目 4番 6号

岡山県庁入札室（岡山県庁地下 1階）

5 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は，入札書を 4(3)の期限までに提出する以外に，一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書及び入札説明書で指定する必要書類を平成 27年 9月25日（金）午後 5時まで， 4(1)の場所に提出しなければならない。

また，入札者は，開札日の前日までの間において，提出した書類等に関し契約担当者から説明を求められた場合は，それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第 8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札は，無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Electricity for Okayama Prefectural School and Educational Institution
78,997,859KWh

(2) Delivery period:

From 1 January, 2016 through 31 December, 2018

(3) Delivery place:

Specified in the bid explanation form

(4) Time-limit for tender :

9:00A.M. 7 October, 2015 (by mail 5:00P.M. 6 October, 2015)

(5) Contact point for the notice :

Financial Affairs Division, Organization of Prefectural Board of Education,
2 - 4 - 6 Uchisange, Kita - ku, Okayama - shi, Okayama - ken, 700 - 8570, Japan
TEL 086 - 226 - 7572 (direct dialing)

岡山県選管告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十七年八月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
明日の笠岡を創る会	小林 嘉文	高木 勇三	笠岡市富岡四二・三	平成二七・七・七
佐野たかし後援会	平松 真太郎	古川 美和子	都窪郡早島町前潟六一三・三	〃 七・一
隼人会	小野 隼人	間野 裕太	総社市山田八四八	〃 〃
政治結社大日本極心塾	岩田 義彦	岩田 義彦	瀬戸内市邑久町箕輪六四五・三	〃 七・一〇

岡山県選管告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十七年八月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党岡山県環境保全支部	末澤 由博	会計責任者の氏名	二木 美峰子	岩清水 幸夫	平成二七・七・一

自由民主党岡山県自販連支部	山口 洋之	主たる事務所の所在地	岡山市北区富吉五三〇一・八	岡山市中区高屋二一九・五	〃	五・七
---------------	-------	------------	---------------	--------------	---	-----

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	
〃	〃	会計責任者の氏名	谷 本 博 志	鳴 坂 和 夫	〃	六・一

岡山県宅建政治連盟	山 上 健 一	政治団体の名称	岡山県宅建政治連盟	岡山県不動産政治連盟	平成二七・七・一	
岡山県藤井もとゆき薬剤師後援会	赤 澤 昌 樹	〃	岡山県藤井もとゆき薬剤師後援会	岡山県藤井基之薬剤師後援会	〃	七・八

〃	〃	代表者の氏名	赤 澤 昌 樹	高 木 秀 彦	〃	〃
〃	〃	会計責任者の氏名	堀 部 徹	小 山 敏 章	〃	〃
妹尾ともゆき後援会	妹 尾 智 之	〃	柳 本 知 之	山 本 秀 世	〃	六・三〇
千田まさひろ後援会	千 田 昌 寛	主たる事務所の所在地	倉敷市倉敷ハイツ三・一一	倉敷市五日市七〇・一・二階	〃	七・二三
たかはし英士後援会	高 橋 英 士	会計責任者の氏名	高 橋 美 知 江	近 藤 健 三	〃	七・二九
坂東よしお後援会	下 橋 昭 広	代表者の氏名	下 橋 昭 広	中 田 壽 則	〃	七・一〇
水嶋じゅんじ後援会	石 原 敬 一	主たる事務所の所在地	勝田郡勝央町黒土三七二・一	勝田郡勝央町上香山六九三	〃	七・一六

岡山県選管告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十七年八月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

ハンサムウーマン岡山

真鍋 恵 美

平成一七・六・三〇

岡山県選管告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

平成二十七年八月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

資金管理団体の届出をした

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

指定年月日

者（代表者）の氏名

小林 嘉 文

笠岡市長

明日の笠岡を創る会

笠岡市富岡四一二・三

平成二七・七・七

岡山県選管告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十七年八月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

資金管理団体の届 出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
千田 昌 寛	千田まさひろ後援会	主たる事務所の所在地	倉敷市倉敷ハイツ三・一	倉敷市五日市七〇・一・二階	平成二七・七・二三